資料No.１

令和８年 11 月９日
上　下　水　道　部

富士市水道料金及び下水道使用料の改定について

本市の水道事業及び公共下水道事業は、令和５年 10 月１日に料金改定を実施し、効果的かつ効率的な事業経営に努めているところです。

しかし、人口減少や節水機器の普及に伴う水道料金及び下水道使用料収入の減少に加え、労務費や原材料費等の費用が増加しており、もはや企業努力だけでは吸収しきれないほど厳しい経営状況にあります。

こうした状況を踏まえ、「富士市水道事業及び公共下水道事業経営審議会（以下、「審議会」という。）」において、水道事業及び公共下水道事業のさらなる健全化の実現に向けた水道料金及び下水道使用料の改定について審議をしていただきました。

その結果、「水道料金については、改定率を平均 37.1％及び下水道使用料については、改定率を平均 7.7％とすることが妥当である」との答申を得ました。

この答申を踏まえるとともに、昨今の社会経済情勢等を考慮し、「水道料金及び下水道使用料の改定案」を策定しましたので、以下のとおり報告いたします。

１　水道料金の改定案について

（１）水道料金算定期間

令和９年度から令和 12 年度までの４年間とする。

（２）水道料金改定率

水道料金を平均 25.8％引き上げる。

（口径 20 ㎜で１か月当たり使用水量 20 ㎥の場合は、693 円の増額）

（３）水道料金体系

水道料金体系は、家庭用の少量使用者の負担、基本料金と従量料金のバランス及び使用者間の公平性に係る従量料金の逓増度（従量料金単価の差）を考慮し、以下のとおりとする。

① 基本料金

基本料金は、主に、水道事業を運営するために必要な固定的経費を回収する料金であることから、使用水量が減少傾向にある中においては、経営の安定性を高めるため、水道料金に占める割合を現行以上とする必要があるが、基本料金と従量料金のバランスを考慮し現状維持とする。ただし、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、口径 13 ㎜及び 20 ㎜の改定金額は低く抑えている。

② 従量料金

従量料金は、主に、使用水量に応じて変化する変動的経費を回収する料金であり、使用者間の公平性を考慮すると均一の単価であることが望ましいことから、逓増度は現行より低く抑えている。また、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、10 ㎥までの金額については現状維持とする。

（４）水道料金改定日

改定日は、令和９年４月１日とする。

ただし、改定日以前からの継続使用者については、６月以降の請求分から適用する。

２　水道料金新旧比較表（税込）

（１）料金表（富士市水道事業給水条例第 28 条関係）

（単位　円）

区分／呼び径	基本料金		従量料金（1㎥につき）		
	現行金額	改定金額	段階区分	現行金額	改定金額
13mm	1,232	1,474	使用水量10㎥までのもの	11.0	11.0
			使用水量10㎥を超え20㎥までのもの	88.0	121.0
20mm	1,815	2,178	使用水量20㎥を超え50㎥までのもの	104.5	143.0
			使用水量50㎥を超え100㎥までのもの	121.0	165.0
25mm	2,552	3,289	使用水量100㎥を超えるもの	132.0	176.0
30mm	3,311	4,257	使用水量20㎥までのもの	88.0	121.0
40mm	6,226	8,008			
50mm	9,460	12,155	使用水量20㎥を超え50㎥までのもの	104.5	143.0
75mm	22,880	29,403	使用水量50㎥を超え100㎥までのもの	121.0	165.0
100mm	40,480	52,019			
150mm	70,400	90,496	使用水量100㎥を超えるもの	132.0	176.0

（２）月額水道料金新旧比較表

（単位　円）

口径	使用水量	現行	改定後	引上額	改定率
13mm	10㎥	1,342	1,584	242	18.0%
	20㎥	2,222	2,794	572	25.7%
	30㎥	3,267	4,224	957	29.3%
20mm	10㎥	1,925	2,288	363	18.9%
	20㎥	2,805	3,498	693	24.7%
	30㎥	3,850	4,928	1,078	28.0%
25mm	25㎥	4,064	5,324	1,260	31.0%
30mm	30㎥	6,116	8,107	1,991	32.6%
40mm	70㎥	13,541	18,018	4,477	33.1%
50mm	180㎥	30,965	41,195	10,230	33.0%
75mm	400㎥	73,425	97,163	23,738	32.3%
100mm	830㎥	147,785	195,459	47,674	32.3%

※口径25㎜～100㎜の「使用水量」は、各口径の使用水量の中央値を表している。

３　審議会の答申内容から今回の改定案に変更した経緯等

（１）料金改定率の変更について

審議会の答申は、「水道料金を平均 37.1％引き上げる（口径 20 ㎜で１か月当たり使用水量 20 ㎥の場合は、990 円の増額）」でありましたが、昨今の社会経済情勢等を考慮し、今回の改定案では、「水道料金を平均 25.8％引き上げる（口径 20 ㎜で１か月当たり使用水量 20 ㎥の場合は、693 円の増額）」に変更します。

（２）料金改定率を変更した経緯等

審議会では、（Ａ）案：改定率 25.8％、（Ｂ）案：改定率 31.4％、（Ｃ）案：改定率 37.1％の３案について、収支計画や事業計画等に基づき、適正な水道料金の水準について検討を行いました。

その結果、水道施設の老朽化対策や耐震化対策事業を確実に実施するための財源を確保すること、及び企業債残高の増加による将来世代への負担の増加を抑制することなど、本市水道事業が将来にわたり健全で持続可能な経営を進めていくべきとの観点から、「（Ｃ）案：改定率 37.1％が妥当である」との結論に至りました。

しかしながら、本市としては、昨今の物価上昇等による市民生活や事業活動に及ぼす影響に加えて、水道料金及び下水道使用料の同時改定による市民等への負担を考慮すると、収支には影響があるものの、今回答申で示された改定率でなくとも、料金算定期間である令和９年度からの４年間においては、補填財源残高をはじめ経営の安定性は確保され、水道施設の老朽化対策や耐震化対策に係る事業計画についても、すべて実施可能であることから総合的に判断した結果、答申で示された「（Ｃ）案：料金改定率 37.1％」を「（Ａ）案：料金改定率 25.8％」に変更することとしました。

４　審議会の審議過程における意見

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、常に安全で安心な水道水の安定供給を図る必要がある。

そのため、事業の安定経営に向けて更なる事業の効率化と一層の経費の削減に努めるとともに、以下のことに留意して、今後の事業経営を実施されたい。

（１）老朽化対策事業及び耐震化対策事業の推進

水道事業の重要施策である水道施設の老朽化対策事業や耐震化対策事業は、喫緊の課題としての対応にとどまらず、次世代に向けた健全な投資であることを使用者に丁寧に説明し、水道水の安定供給に努められたい。

（２）水道事業における情報発信の強化

今回の料金改定についてのみならず、老朽管の状況をはじめとした水道事業の現状、課題、その対策等について、実物展示やウェブサイト等あらゆる媒体を用いて使用者に十分な周知を図り、理解が得られるよう、日頃から「水道事業の見える化」に努められたい。

（３）効率的で持続可能な水道事業運営の実施

今後も人口減少の継続が予測されることを考慮し、施設のダウンサイジングによる費用削減と効率的な施設の更新投資により、企業債の発行額を抑制することで、将来世代への負担の軽減を図り、効率的で持続可能な水道事業運営に努められたい。

（４）適正な原価に基づく水道料金の算定と健全経営の維持

今後も水道料金収入の減少が続く中で、近年の労務費や原材料費等の上昇に伴う事業費の増加が見込まれていることから、令和 13 年度以降の料金見直しにおいては、使用者の負担が大幅に増加することがないよう、今後もより一層の経営努力を行い、健全経営に努められたい。

５　県内各市等比較及び全国同規模市等比較

（１）　県内各市等比較（税込）

令和８年４月１日現在

口径13㎜ 使用水量20㎥/1ヶ月		
順位	市町等名	金額（円）
1	松崎町	3,785
2	牧之原市	3,685
3	菊川市	3,645
4	南伊豆町	3,630
5	河津町	3,520
6	掛川市	3,299
7	湖西市	3,189
	富士市（答申案）	**3,036**
8	熱海市	3,003
9	袋井市	2,970
10	川根本町	2,851
11	東伊豆町	2,849
	富士市（新料金）	**2,794**
12	大井上水道企業団	2,768
13	島田市	2,695
〃	御前崎市	2,695
15	森町	2,662
16	下田市	2,651
17	静岡市	2,607
18	伊豆市	2,595
19	磐田市	2,582
20	伊東市	2,500
21	裾野市	2,475
22	藤枝市	2,464
23	西伊豆町	2,420
24	御殿場市	2,360
25	沼津市	2,280
26	吉田町	2,266
27	富士市	2,222 （現行）
28	三島市	2,190
29	浜松市	2,156
30	函南町	2,090
31	富士宮市	1,815
32	焼津市	1,782
33	伊豆の国市	1,584
34	小山町	1,397
35	長泉町	1,150

口径20㎜ 使用水量20㎥/1ヶ月		
順位	市町等名	金額（円）
1	下田市	4,431
2	袋井市	4,273
3	湖西市	4,004
	富士市（答申案）	**3,795**
4	松崎町	3,785
5	牧之原市	3,685
〃	森町	3,685
7	菊川市	3,645
8	南伊豆町	3,630
9	河津町	3,520
	富士市（新料金）	**3,498**
10	掛川市	3,299
11	熱海市	3,140
12	御前崎市	3,036
13	東伊豆町	2,930
14	吉田町	2,926
15	伊豆市	2,923
16	川根本町	2,860
17	富士市	2,805 （現行）
18	磐田市	2,802
19	大井上水道企業団	2,768
20	藤枝市	2,750
〃	御殿場市	2,750
22	浜松市	2,706
23	島田市	2,695
24	静岡市	2,607
25	裾野市	2,585
26	伊東市	2,500
27	西伊豆町	2,420
28	函南町	2,310
29	沼津市	2,280
30	三島市	2,190
31	焼津市	2,112
32	伊豆の国市	2,013
33	富士宮市	1,815
34	長泉町	1,520
35	小山町	1,485

（２） 全国同規模市等比較（税込）

令和７年３月31日現在

口径13㎜ 使用水量20㎥/1ヶ月		
順位	市町等名	金額（円）
1	八戸圏域水道企業団	4,961
2	石巻地方広域水道企業団	4,488
3	茨城県南水道企業団	4,411
4	呉市	4,235
5	佐世保市	4,195
6	釧路市	4,052
7	帯広市	4,015
〃	岩手中部水道企業団	4,015
9	弘前市	3,922
10	福島市	3,718
11	春日那珂川水道企業団	3,652
12	長野市	3,630
13	松江市	3,597
14	つくば市	3,520
〃	佐賀市	3,520
16	山形市	3,509
17	宇治市	3,401
18	長野県	3,313
19	上越市	3,228
〃	甲府市	3,228
21	川西市	3,190
22	岸和田市	3,157
〃	宝塚市	3,157
24	熊谷市	3,135
25	下関市	3,103
26	佐倉市	3,098
27	宇部市	3,091
〃	山口市	3,091
29	津市	3,047
	富士市（答申案）	**3,036**
30	松阪市	3,014
31	長岡市	3,003
32	久喜市	2,981
33	上尾市	2,970
34	水戸市	2,915
35	盛岡市	2,890
36	伊勢崎市	2,871

口径13㎜ 使用水量20㎥/1ヶ月		
順位	市町等名	金額（円）
37	秋田市	2,860
	富士市（新料金）	**2,794**
38	高知市	2,787
39	八尾市	2,772
40	青森市	2,728
41	松本市	2,720
42	春日部市	2,684
43	苫小牧市	2,673
〃	流山市	2,673
45	鈴鹿市	2,667
46	鳥取市	2,640
47	寝屋川市	2,600
48	久留米市	2,585
49	磐田市	2,582
50	和泉市	2,574
51	日立市	2,508
〃	坂戸、鶴ケ島水道企業団	2,508
53	加古川市	2,486
54	草加市	2,475
55	徳島市	2,437
56	伊丹市	2,431
57	八千代市	2,420
58	西尾市	2,343
〃	都城市	2,343
60	沼津市	2,280
61	小田原市	2,255
〃	福井市	2,255
63	米子市	2,235
64	富士市	2,222 （現行）
65	豊川市	2,200
〃	安城市	2,200
67	新座市	2,145
68	秦野市	2,068
69	茨木市	2,035
70	刈谷市	2,024
71	函館市	1,958

6　下水道使用料の改定案について

（１）下水道使用料算定期間

令和９年度から令和 12 年度までの４年間とする。

（２）下水道使用料改定率

下水道使用料を平均 7.7％引き上げる。

（1 か月当たり排除汚水量 20 ㎥の場合は、198 円の増額）

（３）下水道使用料体系

下水道使用料体系は、家庭用の少量使用者の負担、基本料金と従量料金のバランス及び使用者間の公平性に係る従量料金の逓増度(従量料金単価の差)を考慮し、以下のとおりとする。

① 基本料金

基本料金は、主に、公共下水道事業を運営するために必要な固定的経費を回収する料金であることから、排除汚水量が減少傾向にある中においては、経営の安定性を高めるため、下水道使用料に占める割合を現行以上とする。

ただし、家庭用の少量使用者や子育て世代に対して、過度な負担とならないよう設定する。

② 従量料金

従量料金は、主に、排除汚水量に応じて変化する変動的経費を回収する料金であり、使用者間の公平性を考慮すると均一の単価であることが望ましいことから、逓増度を現行より低く抑えている。また、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、10 ㎥までの金額については現状維持とする。

（４）下水道使用料改定日

改定日は、令和９年４月１日とする。

ただし、改定日以前からの継続使用者については、６月以降の請求分から適用する。

7　下水道使用料新旧比較表（税込）

（１）料金表（富士市下水道条例第 17 条第１項関係）

（単位　円）

料金区分	段階区分	現行金額	改定金額
基本料金	－	1,342	1,496
従量料金（１㎥につき）	排除汚水量10㎥以下のもの	11.0	11.0
	排除汚水量10㎥を超え20㎥までのもの	121.0	125.4
	排除汚水量20㎥を超え30㎥までのもの	137.5	141.9
	排除汚水量30㎥を超え50㎥までのもの	148.5	152.9
	排除汚水量50㎥を超え100㎥までのもの	159.5	163.9
	排除汚水量100㎥を超え500㎥までのもの	170.5	174.9
	排除汚水量500㎥を超えるもの	181.5	185.9

（２）月額下水道使用料新旧比較表（１か月：税込）

（単位　円）

排除汚水量	現行	改定後	引上額	改定率
５㎥	1,397	1,551	154	11.0%
１０㎥	1,452	1,606	154	10.6%
２０㎥	2,662	2,860	198	7.4%
３０㎥	4,037	4,279	242	6.0%
５０㎥	7,007	7,337	330	4.7%
１００㎥	14,982	15,532	550	3.7%
１，０００㎥	173,932	178,442	4,510	2.6%

8 審議会の審議過程における意見

（１）公共下水道事業に対する情報発信の強化

公共下水道事業の現状、課題及び経営状況について市民と情報を共有し、事業に対する理解を深められるよう努められたい。

また、下水道使用料改定は、市民生活や事業所経営に多大な影響を与えるため、改定にあたっては、改定の必要性、理由及び内容について市民に分かりやすく周知されたい。

（２）安全で快適な市民生活の確保

管路及び処理場施設については、計画的な改築及び耐震化を進めることにより施設を健全な状態に保ち、災害に強い下水道を確立することで安全で快適な市民生活の確保に努められたい。

（３）資産維持費の算入

将来の更新改築を見据え、サービス水準や実体資本の維持に必要な財源を確保するため、使用料算定経費に資産維持費を算入することについて検討されたい。算入にあたっては、効果的で効率的な中長期の更新計画に基づき過度な負担にならないよう留意されたい。

（４）経費回収率の維持

独立採算制の原則から、汚水処理に必要な費用は下水道使用料で賄うべきであり、経費の削減などによる健全経営を継続し、経費回収率が 100％を下回ることがないよう努められたい。

９ 県内各市比較及び全国同規模市比較

（１） 県内各市比較（税込）

令和８年７月１日現在　（単位 円）

排除汚水量	10㎥/1か月		排除汚水量	20㎥/1か月		排除汚水量	30㎥/1か月		排除汚水量	50㎥/1か月	
順位	市名	使用料	順位	市名	使用料	順位	市名	使用料	順位	市名	使用料
1	熱海市	3,137	1	熱海市	3,427	1	熱海市	5,047	1	静岡市	9,533
2	浜松市	1,661	2	沼津市	3,090	2	静岡市	5,045	2	沼津市	8,670
	富士市	**1,606**	3	静岡市	2,999	3	沼津市	4,910	3	袋井市	8,566
3	伊豆市	1,540	4	下田市	2,970	4	下田市	4,730	4	熱海市	8,287
4	島田市	1,518	5	浜松市	2,948	5	袋井市	4,672	5	下田市	8,250
5	静岡市	1,514	〃	島田市	2,948	6	掛川市	4,488	6	掛川市	8,008
6	富士市(現行)	1,452	7	袋井市	2,934	7	浜松市	4,466	7	浜松市	7,810
7	御殿場市	1,415	8	湖西市	2,872	8	島田市	4,444	8	湖西市	7,682
8	袋井市	1,405		**富士市**	**2,860**	9	湖西市	4,430	9	島田市	7,634
9	湖西市	1,382	9	掛川市	2,838		**富士市**	**4,279**	10	御殿場市	7,370
10	焼津市	1,323	10	御殿場市	2,830	10	御殿場市	4,250		**富士市**	**7,337**
11	下田市	1,320	11	伊豆市	2,728	11	富士市(現行)	4,037	11	御前崎市	7,144
〃	菊川市	1,320	12	富士市(現行)	2,662	12	磐田市	4,018	12	三島市	7,088
13	磐田市	1,301	13	焼津市	2,654	13	焼津市	3,985	13	磐田市	7,032
14	沼津市	1,300	14	菊川市	2,640	14	菊川市	3,960	14	裾野市	7,018
15	掛川市	1,298	15	磐田市	2,632	15	裾野市	3,938	15	富士市(現行)	7,007
16	伊豆の国市	1,290	16	伊豆の国市	2,590	16	伊豆市	3,916	16	焼津市	6,647
17	裾野市	1,199	17	裾野市	2,508	17	伊豆の国市	3,890	17	菊川市	6,600
18	御前崎市	1,155	18	三島市	2,418	18	三島市	3,864	18	伊豆の国市	6,490
19	三島市	1,126	19	御前崎市	2,343	19	御前崎市	3,778	19	伊豆市	6,292
20	藤枝市	1,100	20	藤枝市	2,310	20	藤枝市	3,520	20	藤枝市	6,160
21	伊東市	880	21	富士宮市	1,947	21	富士宮市	3,245	21	富士宮市	5,973
22	富士宮市	847	22	伊東市	1,925	22	伊東市	2,970	22	伊東市	5,060

※「黄色」で示した箇所は、改定後の順位、使用料を示している

（２） 全国同規模市比較（税込）

令和７年３月３１日現在　（単位 円）

排除汚水量　20㎥／1か月								
順位	市名	使用料	順位	市名	使用料	順位	市名	使用料
1	釧路市	4,389	19	青森市	3,108	36	小樽市	2,750
2	いわき市	4,310	20	久留米市	3,091	〃	土浦市	2,750
3	上越市	4,205	21	富山市	3,080	〃	ひたちなか市	2,750
4	呉市	4,059	〃	松江市	3,080	〃	多治見市	2,750
5	長野市	3,534	〃	山口市	3,080	40	白山市	2,662
6	桑名市	3,496	24	郡山市	3,066	〃	富士市（現行）	2,662
7	高岡市	3,476	25	足利市	3,040	42	姫路市	2,629
8	米子市	3,429	26	鈴鹿市	3,025	43	長岡市	2,596
9	八戸市	3,383	27	水戸市	2,989	44	大垣市	2,560
10	山形市	3,355	28	帯広市	2,970	45	太田市	2,530
11	下関市	3,336	29	倉敷市	2,967	46	津市	2,519
12	旭川市	3,275	30	各務原市	2,942	47	佐世保市	2,461
〃	周南市	3,275	31	福山市	2,926	48	宮崎市	2,431
14	佐賀市	3,168	32	福島市	2,860	49	江別市	2,343
15	弘前市	3,145		**富士市**	**2,860**	50	苫小牧市	2,295
16	つくば市	3,135	33	日立市	2,805	51	高崎市	2,173
〃	宇部市	3,135	34	鳥取市	2,767	52	前橋市	2,156
18	秋田市	3,113	35	小山市	2,756	53	西尾市	2,090

※「黄色」で示した箇所は、改定後の順位、使用料を示している

10　水道料金及び下水道使用料収支予測表

（１）水道料金増収 8.9 億円～12.8 億円/年となる収支予測表

改定案

区　分	改定なし	（A）増収 8.9億円/年
①調定額増加額（期間累計）	－	3,570,261千円
②改定後水道料金（期間累計）	－	17,429,971千円
③改定前水道料金（期間累計）	13,859,710千円	13,859,710千円
④平均改定率(＝①/③)	**－**	**25.8%**
⑤当年度純利益（期間平均）	▲326,430千円	586,096千円
⑥企業債借入（期間平均）	1,800,000千円	1,175,000千円
⑦補塡財源残高額（R12末）	**▲572,452千円**	**1,147,759千円**
⑧企業債残高（R12末）	16,706,336千円	14,343,724千円
⑨企業債残高対給水収益比率（R12末）	**487.5%**	**332.8%**
⑩料金回収率（R12）	**83.1%**	**104.6%**
⑪特記事項	－	・料金算定期間の当年度純利益は4～8億円
区　分	（B）増収 10.9億円/年	（C）増収 12.8億円/年
①調定額増加額（期間累計）	4,357,493千円	5,146,110千円
②改定後水道料金（期間累計）	18,217,203千円	19,005,820千円
③改定前水道料金（期間累計）	13,859,710千円	13,859,710千円
④平均改定率(＝①/③)	**31.4%**	**37.1%**
⑤当年度純利益（期間平均）	791,864千円	994,469千円
⑥企業債借入（期間平均）	1,000,000千円	825,000千円
⑦補塡財源残高額（R12末）	**1,149,403千円**	**1,169,131千円**
⑧企業債残高（R12末）	13,706,280千円	13,043,760千円
⑨企業債残高対給水収益比率（R12末）	**304.3%**	**277.6%**
⑩料金回収率（R12）	**109.3%**	**114.0%**
⑪特記事項	・料金算定期間の当年度純利益は6～10億円	・料金算定期間の当年度純利益は8～12億円

※消費税及び地方消費税は含まない

（２）下水道使用料増収 1.4 億円 ・ 2.1 億円/年となる収支予測表

改定案

区分	改定なし	(A)増収 1.4 億円/年	(B)増収 2.1 億円/年
①公共下水道使用料　増加額(累計)	0 千円	548,797 千円	838,875 千円
②公共下水道使用料　総額(累計)	10,921,061 千円	11,469,858 千円	11,759,936 千円
③平均改定率	－	**5.0%**	**7.7%**
④当年度純利益(平均)	254,870 千円	398,218 千円	473,811 千円
⑤補填財源残高(R12 末)	**1,054,577 千円**	**1,085,915 千円**	**1,117,263 千円**
⑥経費回収率(R12)	**92.9%**	**97.5%**	**100%**
⑦企業債残高対営業収益比率(R12)	**647.5%**	**598.4%**	**574.8%**

※消費税及び地方消費税は含まない

11　水道事業及び公共下水道事業の経営改善に向けた取組

（１）水道事業の経営改善に向けた取組

支出 削減額	**①低廉な材料(配水用ポリエチレン管)の採用による配水管布設替経費の削減** 管路新設及び更新時にダクタイル鋳鉄管と比較し安価な配水用ポリエチレン管を使用することにより、工事費の削減を図る。 **削減額　：　3,690 万円　/　年** **②管路のダウンサイジング(口径の縮小)による削減** 現状の管網及び将来の施設整備計画（統廃合等）を考慮して縮径が可能な箇所を抽出し、管路更新時に縮径することで、コスト縮減を図る。 **削減額　：　4,527 万円　/　年** **③企業債の償還方法見直しによる利子の削減** 企業債借入における据置期間及び償還方法を見直し、償還期間 30 年（据置き 4 年）元利均等償還から償還期間 30 年（据置きなし）元金均等償還への変更や、民間資金の借入により企業債利息の低減を図る。 **削減額　：　5,093 万円　/　年** **④予防保全によるポンプ設備更新費用の削減等** 保守点検体制を強化し、部品交換などの修繕を行い使用年数の延伸を図る。 **削減額　：　計　1 億 5,351 万円　/　年** **⑤遠隔装置システム通信インフラの無線化による削減** 令和 10 年度末の NTT 専用線サービスの終了に伴う令和 11 年度以降の通信手法の選定において、NTT の提案による高価な有線通信でなく、新技術の自営型無線通信の実証試験を独自に行い良好な結果を得ている無線通信とすることで費用削減を図る。 **削減額　：　工事費での削減額（R8～9）　1,700 万円** **回線利用料での削減見込額（R9～）** **R9　54 万円、R10～　428 万円**
収入 増加額	**①有価証券購入による受取利息** 地方公共団体金融機構債（運用期間 20 年、利率 0.635%）1 億円（H30 年 12 月） 東京電力パワーグリッド㈱社債（運用期間 5 年、利率 0.996%）1 億円（R6 年 4 月） **収益増　：　計　1,768 万円（H30～R10 年度）** **②VPP（Virtual Power Plant）事業への参加（R4～）** 全体の電力需要が多い時に、電力供給事業者からの要請に応じ使用量を抑制し余剰電力を発生させることで発電所と同等の効果を創出し、相当分の収益を得る。 **収益増　：　計　216 万円（R4～6 年度）** **③国庫補助金の受入れ** 水道事業として、初めて管路耐震化に係る国庫補助の受入れを実施 （料金回収率 100%以上で企業債残高対給水収益比率 300%超のため国庫補助の対象となる） **収益増　：　R7→R8 繰越分 1,632 万円　R8 当初予算 2,078 万円**

その他 経営効率化への取組	**①有収率向上対策業務の実施** 有収率の向上に向け、非開削劣化診断技術や漏水センサー等の民間企業が保有する先進技術を活用した有収率向上対策業務を富士水系・神谷水系をモデル地区として実施。 **1）漏水調査の最適実施** 令和 7 年度・・・モデル地区の富士水系・神谷水系で実施。 令和 8 年度・・・吉原・舟久保水系をモデル地区に追加して実施。 令和 9 年度・・・令和 7、8 年度の実績を基にさらにその他の水系で実施予定。 **2）配水制御の適正化** 富士水系は、令和 8 年度から 2 ブロック化することを踏まえ、他水系への展開のため配水小ブロック化による適正制御方策を水理解析と実測で検討していく。 神谷水系は、配水管に流量計及び減圧弁を設置し、配水制御による有収率の向上を検証する。 **3）老朽管路の最適更新** モデル地区でリスク評価に基づく老朽管更新箇所を AI 漏水リスク評価等に基づき選定。有収率低迷の主要因へ対応として、漏水修繕後に復元回復による漏水を繰り返す老朽管路を計画的に更新。 **計　1 億 9,855 万円（R7～9 年度　債務負担行為）** **②富士市上下水道部 DX(デジタルトランスフォーメーション)チームの設置** **1）スマート水道メーター導入検討** 民間事業者と官民共創による実証実験 ア）検針自動化と見守りサービスの検証　大楽窪・厚原市営団地　58 戸等（R7） イ）見える化サービス・見守りサービスの検証　一般公募 50 戸（R8） **2）電子申請導入開始（R8 年 1 月～）** 給水装置工事申込書（※取出工事の無い申請）の提出等 **③漏水対応業務の DX 化（R8 年 4 月～）** 地図共有アプリ LivMap（リブマップ）の使用により、現場情報（位置・写真・作業記録）を地図上で一元管理と情報共有し、漏水修繕対応の迅速化・紙作業・整理作業の大幅削減・データに基づく戦略的な管路管理を目指す。 **④太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）** 富士中央配水池の管理棟屋上において、「太陽光発電設備導入事業」を実施している。環境負荷の低減や災害時の電源確保を見込んでいる。

（２）公共下水道事業の経営改善に向けた取組

支出削減額	①下水汚泥の減量化対策 〔**下水汚泥減量化及び燃料化事業**〕 「水熱炭化施設」（西部浄化センター、R6.10 寄贈） **削減額：2,660 万円/年**（汚泥削減量：△780 トン/年）　※現行計画値 〔**新技術消化設備導入事業**〕 「低 LCC 型消化システム」（東部浄化センター、R6.5～共同研究） **削減額：958 万円/年**（汚泥削減量：△281 トン/年）　※現行計画値 ②太陽光発電設備導入事業（PPA 事業） 「**太陽光発電設備導入事業**」（東部浄化センター） ・計画発電量：168 万ｋＷｈ（電力使用量 545 万ｋＷｈの約 3 割） **削減額：1,000 万円/年** （温室効果ガス削減効果：△770 トン/年(△29.5%)） ③水の官民連携（**ウォーターPPP 導入**） 個別に業務を発注した場合との比較 **削減額：9 億 2,500 万円余（R7-17）** VFM（経費削減効果）6.79%
収入増加額	**①消化ガス売却収益** 東部浄化センター：2,644 万円/年　（税抜） 西部浄化センター：2,655 万円/年　（税抜） 計　**5,299 万円/年**（Ｒ８当初予算） （R3.4～R23.3　消化ガス売却収入　10 億円余）
その他 経営効率化への取組	**①第二期ストックマネジメント計画の策定** 劣化状況等の把握による長期にわたる改築更新事業量の予測、費用とリスクの最適化を図る。 （標準耐用年数で全てを改築した場合との比較） ・管路施設：**平均 21.4 億円/年のコスト縮減（投資額：平均　12 億円/年）** ・処理場施設：**平均 5.6 億円/年のコスト縮減（投資額：平均　6 億円/年）**